



(島原半島地域飼養衛生管理指導強化推進協議会 R3.6.30開催)

県南家畜保健衛生所
(長崎県島原振興局農林水産部 衛生課、防疫課)

〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊908-1
TEL(0957)68-1177 (休日、夜間も転送電話対応)
FAX(0957)68-2056
Eメールアドレス s11340@pref.nagasaki.lg.jp

県南家畜保健衛生所 長崎県  検索

【QRコード】



飼養衛生管理基準にかかる

協働体制の取組み

今年度、家畜伝染病予防法の改正に伴い飼養衛生管理基準の内容が強化され、国の指針に基づき、長崎県飼養衛生管理指導等計画が策定されました。

その中で、飼養衛生管理基準遵守指導を効果的かつ効率的に行うため、各地域で市町及び畜産現場に精通する関係団体、家畜診療獣医師、関連事業者を含めた協働体制で飼養衛生管理基準遵守率の向上に取り組んでいきます。

県南家畜保健衛生所では、令和3年6月30日に畜産関係者参集のもと「島原半島地域飼養衛生管理指導強化推進協議会」を発足させ、第1回協議会を開催しました。

地域協議会は、畜産振興を図るため畜産関係者が振興対策と衛生対策を一体的なものであるという、共通認識を持って、畜産農家の基準遵守の取組をフォローするというものです。従来の家保単独の指導体制から、畜産関係者が一体となった協働体制へと移行し、遵守率の向上と畜産関係者の衛生意識啓発を図っていきます。



みんなで長崎の畜産を守ります！！

本協議会の構成員が農場訪問する際に、特に下記「実践7項目」として飼養衛生管理基準の遵守に取り組むこととしています。

■ 衛生管理区域に入る際の措置

- ① 立入台帳への記入
 - 農場設置の立入台帳に名前や実施の有無の記入
- ② 車両消毒
 - 農場設置の消毒設備（動噴、消石灰帯等）で、適切に消毒を実施
 - フロアマットやハンドルなども、交差汚染防止のため消毒
- ③ 手指の消毒等
 - 農場設置の消毒設備で、適切に消毒
 - 構成員自身でも、消毒液を常備し、必要に応じて適宜消毒
- ④ 長靴の消毒
 - 農場設置等の専用長靴着用
 - 暫定措置として、ブーツカバーの着用又は長靴を十分消毒のうえ入場
- ⑤ 衣服の消毒
 - 農場設置等の専用衣服着用
 - 暫定措置として、適宜、消毒を行って入場
汚れがひどい場合は、交換

■ 畜舎に入る際の措置

- ⑥ 手指の消毒等
 - 農場設置の消毒設備で、適切に消毒
 - 構成員自身でも、消毒液を常備し、必要に応じて適宜消毒
- ⑦ 長靴の消毒
 - 農場設置の消毒設備に適切に実施
 - 豚・家きんでは、農場設置の畜舎ごとの専用長靴又はブーツカバーを着用



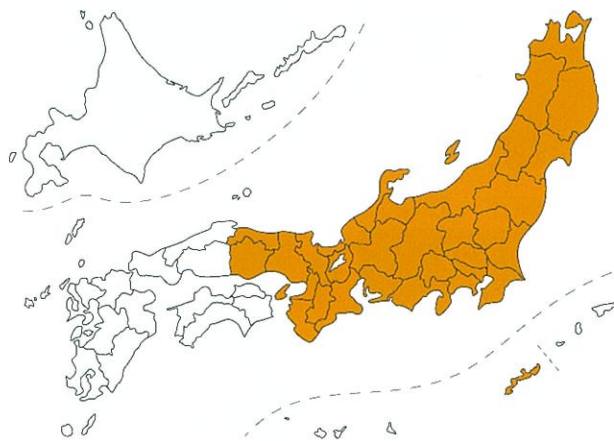
飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！！

豚熱ウイルスの感染拡大と養豚場でのワクチン接種状況

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱の流行は、いまだ終息の兆しはなく、令和3年7月（神奈川県）までに69事例が確認され、関連農場を含めた111農場、5と畜場で、合計246,891頭の豚が殺処分されました。これは、平成22年の宮崎県における口蹄疫発生時の豚の殺処分頭数227,949頭を超えており、きわめて深刻な状況となっております。

本病の対策を難しくしているのが、豚熱ウイルスに感染した野生イノシシの存在で、東は宮城県、西は兵庫県まで確認されています。この野生イノシシにおける感染伝播に伴い、養豚場におけるワクチン接種推奨地域が拡大しており、本州では広島県、島根県、山口県を除くすべての県で豚熱ワクチンが接種されることになりました。

ウイルスが何らかの形で海を渡ってくる可能性がありますので、養豚農家の皆様におかれましては、万一の事態に備えて、日頃から飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いします。特に、養豚場に立ち入る人の着替えや長靴の履き替え、車両の消毒、さらに従業員等の豚舎出入り時の長靴の履き替えや手指の消毒は非常に重要です。日々の作業に関わることで、最初は煩わしさを感じるかも知れませんが、習慣化すればそれを感じなくなります。豚熱以外の疾病の予防にもなり、農場の利益にもつながりますので、徹底をお願いします。



※オレンジは豚熱ワクチン接種推奨地域（令和3年6月30日現在）

病性鑑定だより～伝染性気管支炎～

今年7月、伝染性気管支炎（IB）が管内養鶏場で確認されました。

IBはIBウイルス（IBV）の感染により鶏に呼吸器症状、腎炎、産卵率低下を引き起こすほか、鶏大腸菌を誘発する大きな要因となっています。

IBVには複数の血清型が存在し、単一血清型ワクチン単独接種では異なる血清型のIBV感染を防御できません。

平成21年以降、県南地域ではJP-Ⅲ、JP-Ⅰ、Mass型の順に多く検出されており、多くの農場で被害を出しています（右表参照）。

特にJP-Ⅲ型は地域内に広く浸潤していると考えられ、対策が必要です。ワクチンプログラムにJP-Ⅲ型のワクチンを加える他、飼養衛生管理基準の徹底、特に農場や鶏舎出入口での消毒や長靴・衣服交換を徹底することで本病の発生防止を図ってください。

管内のIBV分離状況（平成21年～）

血清型	雲仙市	島原市	南島原市
JP-Ⅲ		4件	5件
JP-Ⅰ	1件		5件
Mass	2件		4件

種雄牛紹介「晴太郎」「晴久」

全国的に高い知名度を誇る長崎県有種雄牛「平茂晴」を父に持つ、糸桜系の種雄牛「晴太郎」号、「晴久」号の現場後代検定がそれぞれ終了しました。

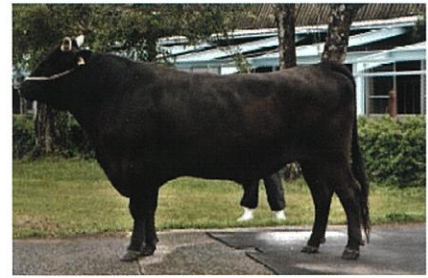
検定成績は下表のとおりで脂肪交雑において「晴太郎」号はBMS.No.9.3、「晴久」号はBMS.No.9.0で糸桜系種雄牛としては本県歴代1位及び2位となる好成績を収めました。

今後の肉用牛改良の促進と、「長崎和牛」の更なる品質向上が期待されます。

現場後代検定成績（去勢）

区分	脂肪交雑 (BMS.No.)	枝肉重量 (kg)	0-7芯面積 (cm ²)	上物率 (%)	検定 頭数
晴太郎	9.3	514.6	65.2	100.0	9
晴久	9.0	511.9	72.1	81.8	11
県平均	7.9	513.6	64.4	89.4	-

※ 県平均：令和2年次長崎県産産子の肥育成績(去勢)平均値(改良センター集計)



「晴太郎」号（平茂晴—百合茂—福之国）



「晴久」号（平茂晴—安福久—平茂勝）

県外導入牛（繁殖・搾乳用）はヨーネ病検査が必要です

ヨーネ病は、ヨーネ菌に感染して起こる病気で、慢性で頑固な下痢、乳量減少、消瘦を呈する法定伝染病で、本県でも発生が確認されている疾病です。

本病は、長い潜伏期間（6カ月～数年）により**気づかないうちに農場内で感染拡大してしまう**上に、一度農場内に侵入してしまうと**清浄化までに長期間を要するため大きな経済的被害**をもたらします。

本県では「長崎県ヨーネ病防疫対策要領」に基づき、県外からの導入牛について検査を実施し、農場への侵入防止を行っています。**牛を県外から導入される場合は当所までご連絡をお願いします。**

ヨーネ病年間発生頭数

	全国	県内
R1	1,066頭	1頭
R2	809頭	1頭
R3	370頭(5月末)	1頭(6月末)

死亡家畜の適正処理およびBSE検査対象月齢について

死亡家畜は産業廃棄物に分類されるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「化製場等に関する法律」に基づき、運搬業者、化製場と契約し、適切に処理する必要があります。死亡家畜を**所有している土地などに勝手に埋めると法律違反となり、厳しく罰せられます**。また、下記の死亡牛につきましても、BSE検査が義務付けられています。

〈BSE検査対象牛〉

- ①**96か月齢以上の死亡牛**
- ②**48か月齢以上の起立不能**、または**届出伝染病**と診断された死亡牛
- ③**全月齢のBSEを疑う症状**のある死亡牛

（例）興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛

有毒植物に注意しましょう

放牧地に草量が十分あれば、牛が有毒植物を採食することはほとんどありませんが、野草や牧草が食べつくされた状態で放牧を続けると、有害植物を採食して中毒を起こすことがありますので、草量を十分確保するか乾草等を補給するよう注意する必要があります。また、放牧地の有毒植物の除去をすることで予防することも可能です。舎飼いにおいても、有毒植物が餌に混入しないように、採草地の確認などを実施してください。

以下に、県内でも見られる有毒植物を記載しましたので参考にしてください。

ギシギシ
(尿管閉塞)



ワラビ
(血尿)



キョウチクトウ
(下痢、呼吸困難)



ドクゼリ
(神経症状、死亡)



シキミ (ハナシバ)
(神経症状、死亡)



オナモミの種子
(起立困難、神経症状、死亡)



ナルトサワギク
(嘔吐、下痢、肝障害)



アジサイ
(下痢、痙攣)



スイセン
(嘔吐、下痢)



家畜排せつ物と堆肥は適切に管理し利用しましょう！

～環境にやさしい農林業の推進のために～

家畜ふん尿や畜産に起因する汚水などは、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」などで**適正な管理と処理が義務付けられています。**

家畜排せつ物の処理や保管・管理には、守るべき基準がありますので、不適切な処理・管理になっていないか再度確認をお願いします。

1つでもチェックがつけば不適切な管理になる可能性があるため、改善が必要です。

- 糞尿・堆肥が一部、堆肥舎外へ露出している。
- 降雨時に、糞尿・堆肥に雨があたり流出している。
- 堆肥を田・畑にすぐにすき込まず、放置している。
- 地域の栽培基準以上に堆肥をすき込んでいる。



不適切な管理の例：
野積み、素堀り、汚水の流出



適正管理



適正利用

家畜衛生対策推進会議を開催しました

令和3年6月30日に、島原市有明総合文化会館において令和3年度家畜衛生対策推進会議を開催しました。関係機関及び関係団体から約50名の参加があり、家畜保健衛生所の事業概要、特定家畜伝染病発生状況や畜産振興に関する取組みの情報提供を行い、今年度の家畜衛生対策の推進と防疫体制の強化を図りました。

主な議事は以下のとおりです。

- I 家畜保健衛生所の事業について
- II 家畜伝染病の発生状況について
- III 飼養衛生管理基準の改正について
- IV その他 鹿児島全共について・県有種雄牛紹介

本年度も
家畜保健衛生所の事業推進に
ご協力をお願いします。

島原半島地域口蹄疫防疫演習を実施しました



防疫拠点：防疫服の着脱指導



消毒ポイント：車両消毒作業

島原半島地域口蹄疫防疫演習を6月24日及び7月16日に実施しました。

口蹄疫が発生した場合、初動防疫を迅速かつ的確に実施し、まん延防止を図ることが重要です。そのため6月24日に県機関及び関係機関における情報伝達体系の確認及び動員者の確保作業について、机上演習を行いました。7月16日には管内3市及び県機関職員を対象に、支援センター、資材管理輸送班並びに防疫拠点の運営及び消毒ポイントでの車両消毒作業等について、実地演習を行いました。

演習参加者は、発生時における自身の作業内容及び作業動線について確認を行いました。

第61回全国家畜保健衛生業績発表会および令和3年度長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催されました

本年6月に第61回全国家畜保健衛生業績発表会が開催され、県代表として選出されていた当所の以下の演題が、農林水産省消費・安全局長賞を受賞しました。

豚鶏班：「堆積式ブロイラー飼育農場での抗原変異型伝染性ファブリキウス嚢病ウイルス清浄化対策」（発表者：養豚養鶏班 井上係長）

また、本年5月28日に第62回長崎県家畜保健衛生業績発表会が開催され、当所からは以下の3題の発表を行いました。今後の疾病発生予防や業務の効率化につながる有意義な発表となりました。

- 指導班：スマートフォンを活用した初動防疫対応方法の検討
- 肉酪班：黄色ブドウ球菌性乳房炎が確認された管内4酪農場における搾乳衛生指導の取組
- 豚鶏班：一採卵養鶏場における腎炎型伝染性気管支炎の発生要因分析